

【公立1号認定】

●副食費に関するについて		確認欄
1	副食費は市区町村民税額により算定しますので必ず税の申告を行ってください。 ※所得がない場合も申告が必要となりますので、ご注意ください。	☐
2	副食費は、 <u>未申告により住民税不明の場合には、最高額で算定します。</u>	☐
3	副食費は、世帯の市区町村民税額により算定しますので、離婚されていても児童と同居している場合や別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の税額を合算の上、副食費を算定します。また、父母が非課税の場合、同居している祖父母等の市区町村民税額を合算し、副食費を算定することがあります。	☐
4	市町村民税額や、世帯状況が変更になった場合は、副食費も変更となる場合があります。	☐
5	副食費は、毎月期日までにお支払いください。 ※原則口座振替とさせていただきます。	☐
6	副食費に滞納がある場合、児童手当を窓口払いとし、納付相談をさせていただきます。また、自宅・職場への訪問徴収の他、預貯金や給与、財産差し押さえ等、滞納処分の対象となります。	☐

入所希望月の前月の末日までに坂東市に転入し、住民登録の異動及び入所手続きをすることを誓約します。手続きができない場合は、保育所入所承諾を取り消されることに異議ありません。 転入予定住所：坂東市 転入予定日： 年 月 日 【必要書類】 ①、②のいずれかを添付 ①売買契約書または賃貸契約書の写し ②同居予定申立書（※同居予定の住宅の所有者が同居を合意することを示す書類）	□
---	--

坂東市長 宛 以上のことについて確認し、了承しました。 年 月 日	保護者氏名	
	※本人の自署をお願いします。	